

OECD・BEPS 最終パッケージの公表 行動 15 – 二国間条約改正のための多国間 協定の開発

26 October 2015

In brief

2015年10月5日、OECD租税委員会は、BEPS(税源浸食と利益移転)行動計画に基づく最終報告書を含む包括的な最終パッケージを公表しました。最終報告書は10月8日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議(ペルーのリマにて開催)に提出され、新たな国際課税のルールとして採択されました。BEPSパッケージは、各国の国内法や実務の改正を通じて、また現在進行中で2016年に完了が見込まれる多国間協定の交渉を経た条約規定を通じて、実施されることが意図されています。OECDとG20諸国は、BEPS提言の整合的で協調された実施を確保するため、ともに作業を継続することにも合意しています。グローバル化により、OECDとG20を超えて、世界的規模での解決・対話の確立が求められています。この目的を前進させるため、OECDとG20諸国は、2016年に、すべての関心のある国がイーコールフットイングで参加する開放的なモニタリングの枠組みの構想を有しています。

本ニュースレターでは、BEPS行動15の最終報告書 – 二国間条約改正のための多国間協定の開発 (Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties) について概説します。

In detail

BEPS行動計画が、2013年9月のG20首脳会議(ロシアのサンクトペテルブルグにて開催)で承認されたことは、現在の国際課税制度をグローバリゼーションの課題に適合させるために、過去に例のない政治的サポートが得られたことを示しています。租税条約は、クロスボーダーの貿易・投資から生じる可能性のある二重課税の除去を意図した一連の共通原則に基づいています。現在の二国間租税条約のネットワークは、1920年代に遡り、国際連盟(the League of Nations)が開発した最初のソフトロー(soft law)であるモデル租税条約(Model Tax Convention)がベースとなっています。モデル租税条約は、その後、OECDと国際連合(UN)によって、時代の要請に対応しながら、何度か改訂がされてきています。これらのモデル租税条約の内容は、各国・地域間の何千もの二国間条約に反映されています。

グローバル化は、各国・地域間の租税制度の間隙 (gaps) と軋轢 (frictions) の影響を増大させています。その結果、現在の二国間条約のシステムの一部が、BEPSを容易にしておき、対処が必要になっています。モデル租税条約の改訂が合意されても、ほとんどの二国間租税条約を導入するには、かなりの時間とリソースが必要になります。その結果、現在のネットワークは、モデル租税条約と乖離が生じており、時間の経過とともに生じる問題を迅速に対処できなくなっています。これらを迅速に導入する仕組みがないと、モデル租税条約の改訂をしても、実際の二国間条約との内容のギャップは広がるばかりです。これは、一つには、二国間条約ネットワークの改訂によりBEPSを終わらせることで、現行システムを強化するという政治目的と明らかに反するものです。各国間の条約を整合性あるものにするには、BEPSに対抗するためだけでなく、合意に基づく二重課税除去の枠組みの持続可能性を確実にするためにも必要です。このため、数千もの二国間条約を同時に再交渉することと同様の効果を有するであろう、多国間協定の検討が政府間で合意されました。

2014年9月公表の報告書「二国間租税条約改正のための多国間協定の開発」においては、多国間措置が望ましくかつ可能であるとの結論に達しています。2015年に入って、OECD・G20諸国は、BEPS対抗措置(租税条約関連)を効率的に実施するための多国間協定の開発の交渉開始に関するマニフェスト(行動計画15)に合意するとともに、OECDは「BEPS対応のための多国間協定の開発に係るマニフェスト」を公表しました。同年2月トルコ(イスタンブール)で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議では、BEPSプロジェクトに対する全面的な支持が再確認され、情報交換への積極的取組等とならんで、多国間協定の策定のための枠組みを支持するとの声明が出されました。OECD・G20諸国以外でも興味があれば、対等の立場でこれに参加することができます。2015年5月には、本件のアドホックグループが組成され作業を開始しました。2016年12月31日までに多国間協定の策定とともに、署名のための開放を目指しています。なお、協定への参加は任意であり、署名は強制されていませんが、本グループには、現在のところ、米国を含む、約90か国が参加しています。

なお、多国間協定の規定は、全加盟国が採択する中核的規定と加盟国が選択できる規定とで構成され、これらの規定に従って加盟国間の二国間条約の規定が部分的に改正または追加されます。従って、二国間条約と共存するものですが、租税政策は各国ごとにかなり異なっていますので、多国間協定にもかなりの柔軟性が付与されています。具体的に多国間協定で規定されるものとしては、例えば、多国間相互協議、双方居住者ストラクチャーへの対処、条約濫用への対処、等が挙げられています。

2015年10月5日に公表されたBEPS行動15 (Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties) の最終報告書の原文(英語)については、以下のOECDのウェブサイトをご参照ください。

<http://www.oecd.org/tax/developing-a-multilateral-instrument-to-modify-bilateral-tax-treaties-action-15-2015-final-report-9789264241688-en.htm>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okada@jp.pwc.com

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

hiroshi.sasaki@jp.pwc.com

ディレクター

鶴田 将吾

03-5251-2464

shougo.tsuruta@jp.pwc.com

PwC税理士法人は、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに208,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるPwC税理士法人、または日本におけるPwCメンバーファームおよび(または)その指定子会社またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。